

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 鳥取県行政書士会会則の変更の認可

保険医療機関等の指定

保険薬局の辞退

土地改良区の役員就退任

土地改良事業計画の適否の決定

土地収用法による土地の立入りの許可

告 示

鳥取県告示第千百十号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十六条の二の規定に基づき、
鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十年十二月五日認可したので、行政
書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第十八条第二項の規定に
より告示する。

昭和五十年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更の内容

行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の額を引き上げる
こと。

鳥取県告示第千百十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
越智内科医院	米子市加茂町一の九	昭和五十年十二月十日
南家医院	境港市渡町一六二	八日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町用瀬三六八	"
米子薬局	米子市茶町六五	一日
米田薬局	東伯郡大栄町由良宿一一五六	"
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万字西垣 七三四一	十三日

鳥取県告示第百十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第一項の規定に基づき、次のとおり保険薬局の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	辞退の効力発生の日
面谷薬局	境港市花町二〇五	昭和五十年十二月二十日
青砥薬局	境港市松ヶ枝町六一	"

鳥取県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年、法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上大口土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 小谷善高 倉吉市山根三四九番地
 " 岡本正義 " 三九七"

福井 堯 伊木八五〇
 " 河田 正 一三八〇
 " 河島 延 勇 一四二〇
 " 福井 岩 男 八屋三一〇
 " 前野 甚 市 三四〇〇
 " 山口 博 上余戸二八二〇
 " 山口 清 二六七〇
 " 福井 徳 助 下余戸三二〇〇
 " 平岡 益 太郎 二一九〇
 " 涌島 忠 蔵 山根六五二〇
 " 吉田 精 上井町二丁目一三番地三
 " 田中 政 義 上井二七八番二地
 " 松井 定 春 海田東町六〇番三地
 " 伊藤 直 正 福庭一六六番地
 " 徳丸 治 夫 二二七〇
 監事 村上 政 太郎 伊木一四一〇
 " 福田 隼 男 山根三五七〇
 " 福井 信 義 上井三四八番二地

昭和五十年五月十八日開催の第一回通常総会で役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年五月十八日退任

上大口土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 福井 堯 倉吉市伊木八五番地

河田 正	一三八
小谷 善高	山根三四九
高見 峰	六七〇
山口 博	上余戸二八二
福井 徳助	下余戸三二
深田 甲子夫	八屋五三
岡本 正義	山根三九七
中井 岩雄	下余戸二九
山口 清	上余戸二六七
安長 敏弘	八屋五三
吉田 精	上井町二丁目一三番地三
村本 富夫	福庭一七一番地
沖 忠勝	上井三八九
徳丸 治夫	福庭三三七
河口 俊一	二二五
松井 定春	海田東町六〇番三地
監事 村上 政太郎	伊木一四一番地
福田 隼男	山根三五七
福井 信義	上井三四八番二地

昭和五十年五月十八日開催の第一回総会において総選挙の結果当選し、
昭和五十年五月二十五日就任 任期四年

雲山土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 山口 保温	鳥取市雲山九一
米沢 竜胤	一〇一
村山 寅治	一〇七の一
市村 光義	一九九
西田 俊雄	三一
米沢 寿男	一〇一の一
横山 憲明	三三八
川口 隼成	九三
福永 豊久	正蓮寺一四二
谷田 稔	大杓一八六
監事 岡村 克己	雲山四八の七
浜田 芳正	三五

任期満了により退任

雲山土地改良区
就任した役員の氏名及び住所

理事 米沢 寿男	鳥取市雲山一〇一の一
川口 隼成	九三
山口 保温	九一
村山 寅治	一〇七の一
米沢 竜胤	一〇一
市村 光義	一九九
横山 憲明	三三八
福永 豊久	正蓮寺一四二

山田正成 大杖一九七の二
 高木茂 雲山六六の一
 岡村克己 四八の七
 浜田芳正 三五
 昭和五十年二月十六日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年二月二十五日就任 任期二年

上方土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	福見市郎	西伯郡大山町上方四五七
谷野章義	四四八	
諸遊秋夫	三	
山根英好	四三一	
山根功	七四三	
山根準一	四七〇	
諸遊透	一	
山根仁	八六八	
富田隆男	四一五の四	
山根健二	三七一	
田中親愛	四七二	
山根栄造	平田一三五	
入江正雄	長田三三〇	
奥田一憲	二九七	
入江博	上万五六九	

監事 山根繁吉 四五〇
 入江基之 五八八
 諸遊皎 五九四
 任期満了により退任

上方土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	福見市郎	西伯郡大山町上方四五七
谷野章義	四四八	
遊諸秋夫	三	
山根英好	四三一	
山根功	七四三	
山根準一	四七〇	
諸遊透	一	
山根仁	八六八	
富田隆男	四一五の四	
山根健二	三七一	
田中親愛	四七二	
山根栄造	平田一三五	
入江正雄	長田三三〇	
奥田一憲	二九七	
入江博	上万五六九	
山根繁吉	四五〇	
入江基之	五八八	

諸遊 皎

五九四

昭和五十年六月一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年六月十一日就任 任期四年

佐野川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	山中 武治	日野郡溝口町字代六一二番地
"	高橋 頼幸	西伯郡岸本町大殿一一六四"
"	高塚 巖	一一三九"
"	堀尾 武治	坂長七二六"
"	小林 静治	一六八七"
"	草原 蒼	八四九"
"	実松 政壽	八九二"
"	神原 仲窠	岩屋谷一七八ノ一"
"	奥田 重夫	一一九三"
"	岩田 正	会見町諸木一九一"
"	岩田 経徳	六三"
"	実繁 豊	米子市別所六八四"
"	杉村 幸	一一六七"
"	生田 弥範	諏訪壱二番地の一
"	長谷川 信夫	五〇三番地
監事	中曾 百次	西伯郡岸本町坂長八四七"
"	杉村 純一	米子市別所一一六七"
"	湯原 孝夫	諏訪八一"

任期満了により退任

佐野川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	山中 武治	日野郡溝口町字代六一二番地
"	高橋 頼幸	西伯郡岸本町大殿一一六四"
"	酒田 英彦	一一一〇"
"	長谷川 隆	坂長一八九四"
"	草原 蒼	八四九"
"	実松 政壽	八九二"
"	吉持 隆徳	一三一七"
"	神原 仲窠	岩屋谷一七八ノ一"
"	奥田 重夫	三九三"
"	岩田 正	会見町諸木一九一"
"	岩田 経徳	六三"
"	杉村 純一	米子市別所一一八一"
"	杉村 幹夫	九九六ノ一"
"	長谷川 信夫	諏訪五〇三"
"	生田 永一	六二四"
監事	船橋 勲	西伯郡岸本町坂長九一七"
"	前田 孝一	米子市別所一〇八〇"
"	湯原 孝夫	諏訪八一"

昭和五十年五月十七日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十年五月二十六日就任 任期四年

丹比土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	坂本賢章	八頭郡八東町大字中二八六番地
"	大村湊男	"
"	宮城博	"
"	澤田晋	用呂一二六一
"	澤田俊夫	一三一二
"	矢部賢禹	八二九
"	山根嘉久	一三七七
"	矢部久雄	富枝二七七
"	"	四六一
"	田中浅三	北山四五
"	稲田馨	三七九
"	植田繁道	志谷七八〇
"	秋山一成	七八一
"	川尻壽賀雄	七四四
"	藤田昇	中一〇〇
"	藤田孝忠	一〇九
監事	松葉淳	一六五
"	山根弘巳	用呂七五二
"	山田潔	富枝四五八

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年七月三十日就任任期第一回総会まで

東伯町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	前田正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六番地
"	門脇榮	勤二七七
"	作本照夫	美好一四
"	丸山一成	下大江三二九
"	松本清美	三保一四六
"	戸杉茂	浦安二四六
"	桶本倫	三五九
"	村岡一郎	上伊勢一三七
"	山田敬介	下伊勢四六七
"	田中千蔵	五五八
"	山崎勇	槻下九九六番地の一八
"	盛山和夫	六八七番地
"	松下賢	逢束五五八
"	松田進八郎	一七一番地の一
"	桑本敷雄	保五七番地
"	椎本功	丸尾五三番地の一
"	三浦益雄	大栄町大字大谷二一一二番地の二七六
監事	谷田巖	東伯町大字下伊勢五五九番地
"	川本勉蔵	三保三九四
"	大家裕	大栄町大字大谷一四七〇

土地改良法第一八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年七月十六日就任 任期第一回総代会まで

天神野土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町字堀三二八二番三

西田 莊 泰久寺六九五番地

安田 豊吉 松河原三五番一

佐々木 照義 大鳥居一八四番地

山崎 新松 安歩八六七

山本 寿雄 鴨河内二五二〇番地一

渋谷 英三 一九〇七番地

谷本 國治 一九四五番地六八

野儀 久市 福山二七五番地

西尾 義雄 小鴨一四七番四一

上田 光義 一三四六番地

井口 繁賀 三三四六番一

中橋 久雄 志津七五三番二

監事 西田 敬一 東伯郡関金町泰久寺六一四番地

石田 正二 倉吉市石塚二四七番地

桑垣 文雄 上古川四二五

任期満了により退任

天神野土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 野儀 久市 倉吉市福山二七五番地

山崎 新松 東伯郡関金町字安歩八六七

佐々木 照義 大鳥居一八四

井口 繁賀 倉吉市三三四六番一

新田 明信 東伯郡関金町字松河原二〇二番地

坂根 林蔵 堀三二八二番三

西尾 義雄 倉吉市小鴨一四七番四一

谷本 國治 鴨河内一九四五番地六八

西田 莊 東伯郡関金町字泰久寺六九五番地

栗原 政雄 倉吉市鴨河内二六七六番二

西浦 信吉 天神野一三三二番一

中橋 久雄 志津七五三番二

渋谷 英三 鴨河内一九〇七番地

監事 西田 敬一 東伯郡関金町泰久寺六一四

石田 正二 倉吉市石塚二四七

桑垣 文雄 上古川四二五

昭和五十年七月二十三日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し
昭和五十年八月一日就任 任期三年

五ヶ井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山口 才蔵 西伯郡岸本町須村六〇二番地

仲田 敏夫 番原六一

松原 好之 番原一五〇

後藤 幸 大原四五七

下村 衛 真野五五九

監事 後藤 覚平 " 大原五七五"
 " 小谷 亮逸 " 須村六〇八"
 任期満了により退任

五ヶ井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山口 才藏 西伯郡岸本町須村六〇二番地

" 仲田 敏夫 " 番原六一"

" 松原 好之 " 福原一五〇"

" 後藤 幸 " 大原四五七"

" 下村 衛 " 真野五五九"

" 下村 昇 " 番原四七四"

" 真野四五二"

昭和五十年四月二十九日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五

十年五月八日就任 任期二年

福部土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 石谷 米太郎 岩美郡福部村大字海士六三五

昭和五十年四月六日死亡のため退任

福部土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 猪上 直美 岩美郡福部村大字海士一五九

昭和五十年七月一日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、
 昭和五十年七月一日就任 任期昭和五十二年八月十六日まで

淀江宇田川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 渡辺 茂昭 西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地

" 前田 勇 " 淀江九四八番地の三

" 湯浅 繁夫 " 九一八番地

" 花岡 一夫 " 七三〇"

" 渡瀬 一郎 " 八一二"

" 生田 仁 " 五三九番地の三

" 堀口 俊逸 " 六三六番地

" 安藤 善三 " 二四六番地の二

" 谷田 真喜男 " 西原五一八番地

" 村田 守 " 五六七"

" 齐藤 優 " 七二七"

" 田牧 弘延 " 福岡二九四"

" 松原 勇 " 福頼二八四"

" 山根 研次 " 稻吉八八"

" 野津 升信 " 一一八"

" 谷野 昶 " 高井谷一九四"

" 森田 昭吾 " 西尾二四五"

" 森田 時雄 " 二三〇"

" 岩垣 開三 " 西尾原八三番地の一

山根 淳 富繁一三番地
 監事 龜山大吉 淀江九〇七
 田原 勇 西原九五
 泉 一鑑 西尾原一四三

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年八月四日就任 任期第一回総代会まで

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 船寄辰雄 米子市福万二六六番地

昭和五十年七月二十九日死亡により退任

丹比土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 坂本賢章 八頭郡八東町大字中二八六番地

大村湊男 富枝四五〇

宮城博 用呂一二六一

澤田晋 一三一二

澤田俊夫 八二九

矢部賢禹 一二七七

山根嘉久 富枝二七七

矢部久雄 四六一

田中浅三 北山四五

稲田馨 三七九

植田繁道 志谷七八〇
 秋山一成 七八一
 川尻壽賀雄 七四四
 藤田昇 中一〇〇
 藤田孝忠 一〇九
 松葉淳 一六五
 山根弘己 用呂七五二
 山田潔 富枝四五八

昭和五十年八月十日開催の第一回通常総会で役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年八月十日退任

丹比土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 宮城博 八頭郡八東町大字用呂一、二六一番地

矢部賢禹 一、二七七

澤田俊夫 八二九

田中浅三 北山四五

澤田晋 用呂一、三一二

植田繁道 志谷七八〇

稲田馨 北山三七九

大村湊男 富枝四五〇

坂本賢幸 中二八六

藤田孝忠 一〇九

藤田昇 一一〇

山根嘉久 富枝二七七
 矢部久雄 四六一
 秋山一成 志谷七八一
 川尻壽賀雄 七四四
 監事 山根弘己 用呂七五二
 松葉淳 中一六五
 山田潔 富枝四五八

昭和五十年八月十日開催の第一回通常総会において総選挙の結果当選し
 昭和五十年八月十八日就任 任期四年

大谷溜池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 龜山登 西伯郡大山町野田二五八番地
 岡田伸樹 中高三六一
 大下茂 淀江町今津四〇五
 鍛冶塚力蔵 三三一
 生田純三 九六三
 湯浅朋納 淀江八六三
 金田益雄 大山町長田一六四
 上田隆雄 莊田六七七
 高虫勝繁 六三九
 汐田民次 妻木五二二
 深田叶 六七六
 谷野助行 平田八一

種田紀秋 安原一四四
 堀尾系一 一五〇
 本田富義 富岡四
 任期満了により退任

大谷溜池土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 龜山登 西伯郡大山町野田二五八番地
 岡田伸樹 中高三六一
 金田益雄 長田一六四
 高虫勝繁 莊田六三九
 田中潤一 六六七
 汐田直次郎 妻木四六三
 深田叶 六七六
 長谷川昇 保田一〇
 谷野宗悦 平田一三四
 種田紀秋 安原一四四
 堀尾系一 一五〇
 本田富義 富岡四
 大谷吾郎 淀江町今津三七四
 宮本令 二七五
 湯浅朋納 淀江八六三
 橋本誠之助 九三九の一 番地

昭和五十年五月十日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭

和五十年五月二十二日就任 任期四年

松尾溜池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 深田 貞芳 西伯郡大山町妻木四七一番地

深田 浅一 六八一〇

谷野 峰夫 平田八〇〇

齊木 章二 保田一四〇

吉田 学 一九〇

種田 紀秋 安原一四四〇

谷上 実 一九五〇

田中 邦男 二七二〇

入江 潔 富岡一〇〇

糺市 良 淀江町淀江八三一の一番地

角 積 九四二番地

橋井 源一 六九〇〇

松田 藤造 今津四二五〇

宮本 房市 三一八〇

監事 汐田 長好 妻木四九七〇

山根 栄造 平田一三五〇

任期満了により退任

松尾溜池土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 深田 貞芳 西伯郡大山町妻木四七一番地

深田 浅一 六八一〇

谷野 峰夫 平田八〇〇

齊木 章二 保田一四〇

吉田 学 一九〇

種田 紀秋 安原一四四〇

谷上 実 一九五〇

田中 邦男 二七二〇

入江 潔 富岡一〇〇

橋井 源一 淀江六九〇〇

生田 俊 九六三の二

吹野 明 九一四〇

松田 藤造 今津四二五〇

松田 貞二 四一三〇

監事 汐田 長好 大山町妻木四九七〇

山根 栄造 平田一三五〇

昭和五十年五月十九日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、
昭和五十年六月一日就任 任期四年

大河内土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 牧 富男 倉吉市大河内五四二

牧 利男 五〇一ノ三

佐々木 尊 四四二

川 福 優 三 七 四
 佐 々 木 朋 規 四 六 九 一
 牧 昭 人 四 五 七
 佐 々 木 英 明 四 〇 〇 一
 牧 幸 人 五 二 五
 古 林 一 郎 四 八 四
 佐 々 木 庄 太 郎 四 三 一
 牧 義 男 五 二 三
 石 兼 健 之 助 四 三 〇

任期満了により退任

大河内土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

現 事 佐 々 木 庄 太 郎 倉 吉 市 大 河 内 四 三 一
 牧 富 男 五 四 二
 牧 利 男 五 〇 一 三
 佐 々 木 尊 四 四 二
 川 福 優 三 七 四
 佐 々 木 朋 規 四 六 九 一
 牧 昭 人 四 五 七
 牧 幸 人 五 二 五
 牧 義 男 五 二 三
 石 兼 健 之 助 四 三 〇
 佐 々 木 英 明 四 〇 〇 一

古 林 一 郎 四 八 四

昭和五十年三月二十五日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年四月一日就任 任期三年

大栄町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 齊 尾 俊 一 東 伯 郡 大 栄 町 大 字 下 種 五 一 〇 番 地
 河 上 樹 雄 上 種 二 二 二 番 三 地
 福 田 理 下 種 四 五 二 番 一 地
 德 山 清 岩 坪 一 六 二 番 地
 長 谷 川 清 太 郎 西 高 尾 八 四 七 番 地 の 四 〇
 杉 谷 正 幸 四 八 三 番 二 地

昭和五十年九月十六日臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、昭和五十年九月二十三日就任 任期昭和五十四年二月十三日まで

東伯町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 正 二 東 伯 郡 東 伯 町 大 字 中 尾 一 六 六 番 地
 門 脇 榮 鈿 二 七 七
 作 本 照 夫 美 好 一 四
 丸 山 一 成 下 大 江 三 二 九
 松 本 清 美 三 保 一 四 六
 戸 杉 茂 浦 安 二 四 六
 桶 本 倫 三 五 九

東伯町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	前田 正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六番地
"	松本 清美	三保一四六"
"	田中 千藏	下伊勢五五八"
"	門脇 榮	劬二七七"
"	丸山 一成	下大江三二九"
"	村岡 一郎	上伊勢一三七"

昭和五十年八月二十六日第一回臨時総代会で役員選任が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年八月二十六日退任

"	村岡 一郎	上伊勢一三七"
"	山田 敬介	下伊勢四六七"
"	田中 千藏	五五八"
"	山崎 勇	槻下九九六番地の二八
"	盛山 和夫	六八七番地
"	松下 賢	逢東五五八"
"	松田 進八郎	一七一番地の二
"	桑本 數雄	保五七番地
"	椎本 仵	丸尾五三番地の二
"	三浦 益雄	大栄町大字大谷二一一二番地の二七六
監事	谷田 巖	東伯町大字下伊勢五五九番地
"	川本 迪藏	三保三九四"
"	大家 裕	大栄町大字大谷一四七〇"

大山北部土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	青木 隆介	西伯郡大山町国信九六六番地
"	森田 潔	三四三"
"	中嶋 薫明	九五〇"
"	堀利 起夫	三六四"
"	提島 明	三八五―二"

昭和五十年八月二十六日開催の第一回臨時総代会において選任され昭和五十年八月二十七日就任 任期四年

"	山田 敬介	下伊勢四六七"
"	山崎 勇	槻下九九六番地の二八
"	桑本 數雄	保五七番地
"	椎本 仵	丸尾五三番地の二
"	三浦 益雄	大栄町大字大谷二一一二番地の二七六
"	小倉 克己	東伯町大字三好一四二番地の二
"	吉田 六彦	浦安二三七番地
"	吉田 克文	三七二"
"	谷岡 良夫	槻下六九二"
"	川西 義男	逢東五三八"
"	黒田 擴	一三九"
監事	酒本 勲	中尾二一四"
"	川本 迪藏	三保三九四"
"	桑本 幸正	保五二"

林原四郎	末吉四七一	林原成美	二六	林原隆英	五八八	車和則	末長四七一	中上唯雄	五四	山根克一郎	稻光一六	山根秀範	六	金川豊	上野一八三	山根健寿	一九六	山根健寿	福尾五五三	福留叢	長田三三〇	入江正雄	二九七	奥田一憲	福尾五一五の一	福留伊佐夫	国信三一五	辻田裕昭	末吉五六〇	勝部益夫	上野二〇〇	朝妻宗治	任期満了により退任	大山北部土地改良区	就任した役員の氏名及び住所	理事 青木隆介	西伯郡大山町国信九六六番地	森田潔	三四三	堀利起夫	三六四	提島明	三八五―二
------	-------	------	----	------	-----	-----	-------	------	----	-------	------	------	---	-----	-------	------	-----	------	-------	-----	-------	------	-----	------	---------	-------	-------	------	-------	------	-------	------	-----------	-----------	---------------	---------	---------------	-----	-----	------	-----	-----	-------

林原隆英	末吉五八八	林原四郎	四七一	林原成美	二六	車和則	四七一	中上唯雄	五四	山根克一郎	稻光一六	山根秀範	六	金川豊	上野一八三	山根健寿	一九六	山根健寿	福尾五五三	福留叢	唐王七三四	今井広史	長田三三〇	入江正雄	二九七	奥田一憲	上万五六九―一	入江博	国信三一五	辻田裕昭	末吉五六〇	勝部益夫	上野二〇〇	朝妻宗治	昭和五十年九月十七日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年十月四日就任 任期四年	米子市伯仙土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	理事 金沢悦雄	米子市尾高一六七六番地	松波実	日下七五七
------	-------	------	-----	------	----	-----	-----	------	----	-------	------	------	---	-----	-------	------	-----	------	-------	-----	-------	------	-------	------	-----	------	---------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	---	------------	---------------	---------	-------------	-----	-------

監事	津田英雄	三〇四一
仲石宇一	五五一	
岡本勇夫	福万七二五	
杉谷忠美	河岡八六三	
松良広嘉	七三三	
田守賢治	福万二一四	
高橋節夫	尾高二五一―一二	
大谷宇一	一七七二	
塚根健治	岡成五八四	
渡辺要一	二九七	
生田文治	泉六一二	
竹森民二	七〇六	
田中久次郎	三四八	
松下博	泉二〇八	
中原新規	下郷三二三	
月坂昇	尾高二〇四	
伊達光正	一一六八	
谷野国太郎	一一八〇	
中本昌訓	八二七一	
石崎章	二四三四	
花田誠	八九六	
杉原晋	一三八二	
青木茂人	一七一九	
金山幸雄	石州府七五九―二	

田中文男	尾高一五一
林原勇雄	泉四六三
米子市伯仙土地改良区	就任した役員の氏名及び住所
理事 東善次	米子市尾高一六七六番地
竹森民二	泉七〇六
加納美房	六一〇
田中久次郎	三四三
田中年文	一五六
下関重治	下郷四〇五
生田文治	泉六一二
林原勇雄	四六三
山根昇	西伯郡淀江町西尾原九四
野坂隆彦	一〇八
大谷宇一	米子市尾高一七七二
花田誠	八九六
益田正夫	二四三二
田中文男	一五一
伊達光正	一一六八
長谷川栄	岡成一六七
渡辺要一	二九七
津田英雄	日下三〇四―一

岡本勇夫 福万七二五
 田守賢治 二一四
 松波実 日下七五七
 山本聡明 石州府四一六
 岡田勇一 四三六
 監事 長谷川孝雄 米子市泉一五九一二
 中沢民夫 尾高一四〇四
 金山幸雄 石州府七五九一二
 昭和四十九年十月七日開催の通常総代会において選任され昭和四十九年十月七日就任 任期四年

花見東郷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 仙賀照正 東伯郡東郷町大字佐美二三四
 山崎義秋 埴見七六
 村崎時太郎 長江八〇六
 前田常盛 門田七六六
 岡本肇 三七六
 岡本積 長江七〇五
 鹿田英勇 長和田六一九
 足立春人 五五一一六
 鹿田近雄 五八九
 山田清晴 野花四八〇
 森弥之助 引地三六六

前田盤雄 三三五
 中村 奨 小鹿谷二四八
 前田茂雄 一八四一一
 前田準一 田畑一六九
 徳田幸宣 二五六一一
 徳井俊市 国信二〇四
 榎本益美 方面一八三
 下山勝一 高辻二五三
 森田保雄 川上九五五
 清水政利 埴見一三八
 清水滋雄 方面一八九
 森反美雄 川上九五五
 佐々木裕 野方二二〇一四
 任期满了により退任

花見東郷土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 鹿田英男 東伯郡東郷町大字長和田六一九
 中村 奨 小鹿谷二四六
 前田盤雄 引地三三五
 森田保雄 川上九五五
 徳田幸宣 田畑二五六一一
 山田清晴 野花四八〇
 岡本 栄 門田三一九

理 事	有 本 貞 雄	鳥 取 市 東 今 在 家 一 五 四 番 地
国府土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	
昭和五十年九月二十五日開催の臨時総代会により総選挙の結果当選し、		
昭和五十年十月八日就任	任期四年	
“	前田 準一	田畑一六九
“	岡本 積	長江七〇五―三
“	徳井 俊市	国信二〇四
“	岡本 肇	門田三七六
“	鹿田 近雄	長和田五八九
“	前田 茂雄	小鹿谷一八四―一
“	足立 春人	長和田五五一―六
“	清水 滋雄	方面一八九
“	竹内 三十二	佐美四九一―
“	村崎 時太郎	長江八〇六
“	森 義雄	引地三二九
“	山崎 義秋	埴見七六
“	榎本 益美	方面一八三
“	下山 勝一	高辻二五三
“	前田 常盛	門田七六六
監 事	清水 政利	埴見一三八
“	森 反義雄	川上九五八
“	佐々木 裕	野方二二〇―四

昭和五十年十月十九日死亡により退任

大原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監 事 村上 泰 蔵 倉吉市大原六二四番地

昭和五十年十月二十一日死亡により退任

鳥取県告示第千百十四号

昭和五十年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良(車尾地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

電気事業法による電気工作物の設置に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野町大字秋繩、大字板井原、大字榎市、大字小河内、大字貝原、大字門谷、大字上菅、大字金持、大字久住、大字黒坂、大字高尾、大字小原、大字下榎、大字下菅、大字下黒坂、大字津地、大字中菅、大字中畑、大字濁谷、大字根雨、大字野田、大字福長、大字舟場、大字別所、大字本郷、大字三谷、大字三土及び大字安原、江府町大字江尾、大字久連、大字小江尾、大字佐川、大字洲河崎、大字武庫、大字下安井、大字貝田、大字柿原、大字俣野及び大字宮市、溝口町根雨原、大字白水、大字荘及び大字大原、日南町大字菅沢、智頭町大字岩神、大字大内、大字毛谷、大字郷原、大字坂原、大字篠坂、大字惣地、大字智頭、大字中田、大字新見、大字南方、大字芦津、大字西野、大字尾見、大字大呂、大字駒埴、大字中原、大字西谷、大字福原、大字穂見、大字八河谷、大字木原、大字埴師、大字山根及び大字久志谷、八東町大字奥野、大字柿原、大字鍛

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十年十二月四日から昭和五十三年十二月三日まで

治屋、大字佐崎、大字清徳、大字三浦、大字三山口及び大字茂谷並びに若桜町大字浅井、大字不香田、大字中原、大字糸白見、大字三倉、大字屋堂羅、大字大炊、大字吉川、大字岸野、大字須燈、大字長砂、大字根安、大字湯原、大字若桜、大字岩屋堂、大字大野及び大字小船

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】